

(参考様式1-2)

### 事前点検シート

ふりがな	ひょうごけん・さようちょう	ふりがな	さようちくかつせいかけいかく
計画主体名	兵庫県・佐用町	活性化計画名	佐用地区活性化計画
計画期間 事業実施期間	令和5年度～令和7年度 令和5年度～令和6年度	総事業費(交付金)	953,287千円(400,000千円)
活性化計画目標	地域産物の販売額の増加 +158,796千円/年	事業活用活性化計画目標	地域産物の販売額の増加 +158,796千円/年 交流人口の増加 +19,544人/年 新商品の開発 1商品/年

計画主体 確認の日付	令和5年2月1日	農林水産省 確認の日付	令和5年2月2日
------------	----------	-------------	----------

#### 1 計画全体について

番号	項目	チェック欄		判断根拠
		計画主体	農林水産省	
1-1	活性化計画の目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか。	○	○	直売所・みそ加工所の大規模改修、新設整備事業に取り組み、より魅力的な直売所とすることにより、農産物の振興・農家の支援を目指すものである。大豆としては全国初、県内では「神戸ビーフ」「但馬牛」に次いで3例目となる地理的表示保護制度(GI)に登録された「佐用もち大豆」をつかった味噌を看板商品とし、直売所としての経営の発展を図る。直売所が賑わうことにより、都市部との交流人口の増加、町内の雇用確保にも貢献することになり、佐用地区としての地域活性化を図っていくもので、法律及び基本方針と適合している。

	事業活用活性化計画目標及び評価指標の設定内容に対し、交付対象事業の構成が妥当なものか。	○	○	交付対象事業の実施により、地域産物の販売額の増加を図るものであり、妥当である。
	活性化計画の目標と事業活用活性化計画目標との整合が取れているか。	○	○	活性化計画、事業活用活性化計画とも、地域産物の販売額の増加を目標としており、同じ数値目標としている。 <b>■</b> 現状値（R 1・2・3年度平均） 145,792 千円 <b>→■</b> 目標値（R 8・9・10年度平均） 304,588 千円 （増加額+158,796 千円）
1-2	計画主体は、改善計画期間中の活性化計画を実施中ではないか。	○	○	該当なし
1-3	市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか。	○	○	令和4年3月に策定した「佐用町総合計画・後期基本計画（令和4～8年度）」において、直売所・加工所の新設・改修事業に取り組むと記載しており、連携は図られている。
1-4	活性化計画及び事業実施計画は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等との話し合いの検討状況（開催日、出席者、検討結果等）が分かる資料が添付されているか。	○	○	1 計画策定までの経緯（会議のうち、主たる項目を抜粋） 平成30年度 味わいの里三日月、ふれあいの里上月、南光ひまわり館の統合に向けた協議をスタート 令和元年6月 3者の基本合意を締結。各施設の組合員、関係者に周知 令和2年10月 経営統合、(株)元気工房さよう設立 令和4年1月 直売所運営事業基本構想策定（令和3年度事業として複数回、協議会を開催済み） 令和4年2月 議会全員協議会にて町長より「基本構想」について報告 令和4年4月～令和5年2月 生産者側としての意見、地域住民としての意見とりまとめとして直売所を指定管理で運営している(株)元気工房さよう経営陣に計画策定に参画

				<p>していただき、話し合いを進めた。</p> <p>■会議開催詳細</p> <p>平成30年度 7回（主たる会議）          ……役場・直売所・コンサル等と打合せ。内容は、直売所の機能再編に係る協議・検討</p> <p>令和元年度 14回（主たる会議）          ……役場・直売所・コンサル等と打合せ。内容は、直売所の機能再編に係る協議・検討。令和元年6月には、経営統合に関する基本協定書を締結</p> <p>令和2年度 9回（主たる会議）          ……役場・直売所・コンサル等と打合せ。内容は、直売所の機能再編に係る協議・検討。令和2年10月には、町出資の株式会社が、有限会社・農事組合法人、みなし法人の3社を吸収し経営統合した。</p> <p>令和3年度 7回（主たる会議）          ……直売所経営陣・従業員、役場、コンサルと打合せ。直売所改修事業に係る基本構想を策定した。会議以外にも、直売所従業員、農産物生産者を対象とした、「売れる直売所づくり」と題した講演会を開催し、改修後のイメージづくりに取り組んだ。また、令和4年2月には、住民代表である町議会の全員協議会で、改修の事業内容、スケジュール等について町長から説明した。</p>
	<p>活性化計画の策定に当たり、女性の意見や提案などを聞く機会を</p>	○	○	<p>当活性化計画の策定にあたっては、(株)元氣工房さよの現場</p>

	設けているか。			最前線で働かれている女性従業員（2名）の意見集約を図っている。
1-5	事業の推進体制は確立されているか。	○	○	事業実施主体である佐用町、直売所等を指定管理で運営している町100%出資会社の（株）元気工房さよう、地域の農産物生産者組合等が一体となって事業推進にあっている。 町においても、（株）元気工房さようの安定経営のため、財政的支援を行うほか、人的支援（地域おこし協力隊など）や販促支援等を行っている。間接的には、原料となるもち大豆の生産拡大を町として進めている。
1-6	活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか（発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要）。	○	○	事業内容は、どれも、「地域産物の販売額の増加」「交流人口の増加」「新商品の開発」を目指すものであり、整合している。
	農山漁村への定住促進を事業活用活性化計画目標とする場合は、地方版総合戦略や地方人口ビジョンとの整合が取れているか（発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要）。	—	—	該当なし
1-7	計画期間・実施期間は適切か。	○	○	計画期間3年・実施期間2年と設定しており適切である。
1-8	事業実施に必要な要件（許認可等）はあるか。あれば、許可を受けているか。	—	—	建築確認申請については、申請手続き準備中である。 土壌汚染対策法については、令和6年度の新築事業が対象になるため、順次準備を進めます。 宅地造成等規制法に関しては、規制区域外である。
1-9	交付対象事業費は交付限度額（事業費×交付額算定交付率）の範囲内か。	○	○	総事業費：953,286,741円 交付要望額：400,000,000円 交付限度額：400,000,000円
1-10	活性化計画区域の設定は適切か（発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要）。	○	○	全町域を計画区域に設定しており、市街化区域は存在しない。 農林地面積割合： （耕地面積1,890ha＋林野面積24,870ha）／町面積30,744ha

				=87.0% > 80% 農林業従事者割合： 546人 / 7,376人 = 7.4% > 5%
--	--	--	--	--

## 2 個別事業について

番号	項目	チェック欄		判断根拠
		計画主体	農林水産省	
2-1	自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか。	○	○	今回新規に取り組む事業である。
2-2	土木・建築構造物等の施工に当たっては、各種関係法令及び設計基準に基づく構造検討を行い、十分な安全性等を確保するものとなっているか。また、設計・施工等における検査体制が確保される見通しはあるか。	○	○	建築基準法等各種法令に基づいた設計を行う。 また、施工監理についても建築事務所等に委託し行い、法令等に基づいた工事管理、検査体制を整える。
	実施要領別記3の別表2の事業メニュー欄に掲げる㉓の都市農山漁村総合交流促進施設、㉔の地域資源活用交流促進施設、㉕の地域連携販売力強化施設、㉖の農林漁業・農山漁村体験施設のうち滞在施設、㉗の教養文化・知識習得施設、㉘の地域資源活用起業支援施設及び㉙の高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設のうち地域住民活動施設の整備については、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に基づく基準及び構造、設置場所、コスト等の制約を受けるものを除き、木造及び内装の木質化に積極的に取り組んでいるか。	○	○	事業メニュー（㉕地域連携販売力強化施設）を活用し、新直売所の改修、レストランを改修する。現建屋は木材を随所に活用した木質系の建屋であり、改修後も、中山間に位置する町として、周辺環境と調和するため、地場木材産業育成のため、出来る限り木造及び木質化を図る予定である。町内産材を活用して、構造や使用用途に影響しない内装を木質化して整備する予定である。
	木造の施設整備を行う場合、建築基準法（昭和25年法律第201号）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）、木造の継手及	○	○	実施設計を建築設計会社に業務委託しており、建築基準法等に基づき耐震性、耐久性等に適合する構造計画とする。

	び仕口の構造方法を定める件（平成 12 年建設省告示第 1460 号）等に基づく耐力壁等の基準を満たすものとなっているか。			
2-3	増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、実施要領別記 3 に定める基準を満たしているか。	○	○	改築を行うレストラン・直売所については、既存施設の有効利用を勘案し計画している。 既存施設の取り壊し及び撤去に係る経費は交付対象としていない。
2-4	交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 34 号）別表等による耐用年数がおおむね 5 年以上のものであるか。	○	○	交付対象とする施設等の耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第 1 機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表から、 <b>■農林水産物処理加工施設</b> みそ加工所新築（佐用町乃井野 1266-4） 34 年（金属造のもの（骨格材の肉厚が四ミリメートルを超えるものに限る。）→店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの）  <b>■地域連携販売力強化施設</b> レストラン・直売所の改修（佐用町乃井野 1266） 34 年（金属造のもの（骨格材の肉厚が四ミリメートルを超えるものに限る。）→店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの） 供用開始令和 6 年－平成 10 年建築＝26 年経過 新築耐用年数 34 年－26 年経過＝残存耐用年数 8 年
2-5	事業による効果の発現は確実に見込まれるか。			
	費用対効果分析の手法は適切か（農山漁村振興交付金（農山漁村	○	○	農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）費用対効果算

	<p>発イノベーション対策のうち農山漁村発イノベーション等整備事業)費用対効果算定要領(令和4年4月1日付け3農振第3018号農林水産省農村振興局長通知)により適切に行われているか。(発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要)。</p>			<p>定要領に則り適切に算定されている。</p> <p>年効果額は111,330千円、総合耐用年数は16年、還元率は0.0858、妥当投資額は1,297,551千円、投資効率は1.36である。</p>
	<p>上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか(発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要)。</p>	○	○	<p>投資効率は1.36である。</p>
	<p>実施要領別記3の別表2の事業メニュー欄に掲げる㉓自然・資源活用施設の整備については、温室効果ガス排出量の削減目標が適切に設定されているか。</p>	—	—	<p>該当なし</p>
2-6	<p>事業内容、事業実施主体等については実施要領別記3に定める要件等を満たしているか。</p>	○	○	<p>実施要領別表2における交付対象事業は、「処理加工・集出荷貯蔵施設」「地域資源活用総合交流促進施設」、事業メニューは「㉑農林水産物処理加工施設」「㉒地域連携販売力強化施設」、要件類別は、定住促進対策型であり、事業内容は1(1)農林漁業等の振興のために必要な生産基盤施設等の整備である。</p> <p>対象地域となる町全域は、過疎地域、特定農山村地域に指定されている。また、山村振興地域についても、町域のほとんどが指定されている。</p> <p>事業主体は、佐用町である。</p>
2-7	<p>個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか。</p>	○	○	<p>佐用町が事業実施主体となって各施設を整備し、運営については、現在も指定管理委託している法人に委託する予定であり、目的外使用の恐れはない。</p>
2-8	<p>施設等の利用計画が作成されているか、またその利活用の見通し等は適正か。</p>			
	<p>地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか。</p>	—	—	<p>現入込客数を基に、佐用町地域創生・人口ビジョン総合戦略の増加目標を加味して、目標年度の入込客数を算出している。</p>
	<p>近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか。</p>	○	○	<p>隣接市町村の類似施設で、最も近い施設はたつの市の「道の駅しんぐう」であり、三日月直売所から、距離にして15キロメートル</p>

			<p>ル、移動手段は車で 25 分を要する。両施設は、姫路から佐用方面、さらに、鳥取方面への観光客が多く利用する国道 179 号線沿いにある。近接距離ではあるが、利用客層が似通っていることもあり、相乗効果が期待できる。</p>
<p>利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか。</p>	○	○	<p>当直売所の来場者は、都市部の年齢層の高い方が割合的に多い。自然豊かな環境、安心安全な農産物・加工品、地元食材を使った食事等を好まれる。</p> <p>この度整備するのは、地元の新鮮な野菜等を販売する直売所、みそなど地元食材を加工する加工所、地そばなどを提供するレストランであり、利用対象者のニーズに合っている。</p> <p>また、カジュアルな飲食スペースも整備し、新たな客層として、家族連れ、若い客層もターゲットにしていく。</p>
<p>施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか。</p>	○	○	<p>3直売所の施設統合の検討に際しては、経営コンサルタントから意見を聴取し、また、現経営者等と協議し、基本構想を樹立したうえで、それに基づき実施してきたものである。</p> <p>施設の規模については、現在の来場者数を基にして、佐用町地域創生 人口ビジョン・総合戦略による増加見込を考慮し、改修後の来場者数を予想。売上目標に対しての、必要製造施設の規模を算出した。</p> <p>加工施設については、現在、上月・三日月・南光の3カ所の施設があるが、会社としての資金・マンパワーを1カ所に集中投資したほうが、効果が表れやすい為、基本的に統合の方針としている。</p> <p>まず、直売所・レストランの改修事業に関しては、レストランは元々三日月でのみ営業しているため、統合ではないが、そば処</p>



			<p>の改修、カジュアルな飲食スペースの新設により、新たな客層の開拓に取り組む。直売所は、3カ所あるが、三日月をメインの売り場と設定し、現売りの約2倍の面積を確保し、リニューアルする。</p> <p>もう一つの事業、新みそ加工所の新築についても、統合の方針を基調とし、三日月に、現在の2ブランドのみそを製造するべく、加工所を新設する。</p> <p>他の施設との有機的な連携については、当町の、集客施設として大規模な施設は2施設あり、当直売所及び車で20分の所にある「道の駅 宿場町ひらふく」である。直売所は、農産物をメインとした集客施設、道の駅は、散策ができる古い町並みの近くにある。両施設とも、家族連れや、シニア層をターゲットにしている点で共通しており、両施設で連携することにより、集客において相乗効果が図れる。</p> <p>今回計画している施設整備により、交流から滞在、滞在から定住へと有機的に繋げる取り組みを検討している。</p>
<p>ブランド化計画、広報・宣伝計画、販路拡大計画等施設の経営戦略や運営体制が十分に検討され、その内容が利用計画に具体的に記載されているか。</p>	○	○	<p>経営戦略、運営体制について、施設が多くの利用者や市民等に愛される施設として、地域と一体となった運営を目指す。</p> <p>ブランド化については、特にGI認証農産物である「佐用もち大豆」をつかった「みそ」に注力していく。現在、異なる製造方法の2種類のみそを製造しているが、将来的には、より良い原材料、手間暇をかけた製造方法で、ハイブランドな「プレミアムもち大豆みそ」などを商品化していきたい。広報・宣伝・販路拡大についても、コロナ禍で出来ていなかった、試食販売等を復活させて、対面販売を強化。また、増産分について、京阪神エリアなどの、大手百貨店等への売り込みも強化していく。</p>

2-9	施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか。	○	○	指定管理委託事業者において、今後女性役員の登用も検討する。なお、事業者の従業員は、女性の割合が多く、女性の意見を多く取り入れていく。
2-10	事業費積算等は適正か。			
	過大な積算としていないか。	○	○	基本設計を行い、施設規模・構造等から概算事業費を算出しているため妥当な積算である。費用対効果からみて適切である。
	建設・整備コストの低減に努めているか。	○	○	耐用年数が残っている建屋については、コスト削減の点から、増改築で対応する。設計に当たっては、従業員の動線、必要な床面積を最低限に抑えることを考慮し設計している。
	附帯施設は交付対象として適正か（必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか）。	—	—	該当なし
	備品は交付対象として適正か（汎用性の高いものを交付対象としていないか）。	○	○	備品のうち交付対象としているのは施設の機能上一体的な関係を有するもの、施設の稼働期間中常時設置されるもの、当該施設において専門的に利用されるもののみであり、他の目的に利用できるようなものはない。
2-11	整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か。	○	○	事業地は、国道 179 号線沿いであり、姫路圏域からの利用者にとって利便性のよい場所である。また、播磨自動車道播磨新宮 IC から、距離にして 10 キロ、車で 10 分の距離であり、利便性も良い場所である。また、既存の施設場所で改修・新築するものであり、認知度においても問題はない。
2-12	施設用地が確保されている又は確保される見通しがっているか。	○	○	町有地であり、問題はない。
2-13	体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、実施要領別記 3 に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか。	—	—	該当なし。
2-14	交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か。			
	実施要領別記 3 別表 2 の（1）生産基盤及び施設の整備のうち、	○	○	⑰農林水産物処理加工施設

<p>生産機械施設の⑬高生産性農業用機械施設等の低コスト耐候性ハウス並びに処理加工・集出荷貯蔵施設の⑰農林水産物処理加工施設及び⑱農林水産物集出荷貯蔵施設については、強い農業・担い手づくり総合支援交付金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第2890号農林水産事務次官依命通知）別記1のⅡのⅡ-1の第2の4の（2）事業の交付対象上限事業費の基準に照らし適正であるか。</p>			<p>みそ加工所新築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・・・総事業費 625,552,565 円 床面積 900 m<sup>2</sup></li> </ul> <p>よって、m<sup>2</sup>当りの事業費は 695,058 円</p> <p>高額となっている理由としては、近年の資材費の高騰、及び高額な食品製造機器等の導入によるものである。</p> <p>なお、交付金については、交付事業限度額は、生産量 150 t × 4,940,000 円 = 741,000,000 円である。概算事業費での補助対象事業費は、621,613,575 円であり、これに補助率 50%を掛けたものが交付金となるが、別メニューの交付金 98,600,000 円を勘案し、上限 400,000,000 円との差額、301,400,000 円を交付金とする。</p>
<p>整備する施設の延べ床面積の合計が 1,500 m<sup>2</sup>以内か（既存施設は除く）。</p>	○	○	<p>新築整備する施設は、全ての延べ床面積の合計が 1,500 m<sup>2</sup>以内である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新みそ加工所 900 m<sup>2</sup></li> </ul>
<p>施設の上限事業費は、延べ床面積 1 m<sup>2</sup>当たり 29 万円以内であるか（既存施設については、1,500 m<sup>2</sup>以内の交付算定額となっているか）。</p>	○	○	<p>改修（レストラン・直売所）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・・・ 総事業費 327,734,176 円 床面積 680 m<sup>2</sup>。</li> </ul> <p>補助対象事業費は、315,960,260 円であり、m<sup>2</sup>当りの事業費は 464,647 円。交付金は、m<sup>2</sup>あたり上限額 290,000 円で算出している。</p> <p>みそ加工所新築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・・・ 総事業費 625,552,565 円 床面積 900 m<sup>2</sup></li> </ul> <p>要綱に基づき、農産物処理加工施設（土地利用型作物）にかかる施設については、上限事業費が、計画処理量 1 トンにつき 4,940,000 円とあるため、上限事業</p>

				費は、みそ計画生産量 150t × 4,940,000 円 = 741,000,000 円となる。
2-15	地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか。			
	地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか。	○	○	<p>町内の主要な集客施設は、当直売所と道の駅宿場町ひらふくの2カ所である。</p> <p>当直売所は、農を基本テーマとした、直売所・レストランである。</p> <p>一方、道の駅は、近くに、国宝の山城跡、古い街道宿場町の面影を残す町並みがあり、文化・歴史をテーマとした施設である。道の駅についても、来年度、駐車場増設工事を予定しており、集客力アップを図っている。</p> <p>当2施設が連携することにより、都市部住民を呼び込み、交流人口の増加を図っていく。</p>
	生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか。	○	○	<p>新みそ加工所は、G I 登録農産物の「佐用もち大豆」を使ったみその専用工場となる。みその生産力増強によって、もち大豆みその知名度をさらに引き上げ、しいては、町内の大豆生産農家の所得向上に資することができる。</p> <p>三日月の直売所については、現状床面積約 120 m<sup>2</sup>のところ、改修後は約 240 m<sup>2</sup>となる。農業生産物、加工品とも販売金額が増えることにより、生産者の所得向上にもつながる。</p> <p>レストラン改修事業においては、現在のそば処だけではなく、一般食堂も増設し、多様な客層のニーズに応える。</p> <p>また、地そばを使ったそば処はリニューアル。独特の風味をもったそばの消費拡大により、大豆と同じく生産農家の所得向上に資することができる。</p>

	1年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか。	○	○	年間を通じて旬の農産物を提供する一方で、収穫時期を考慮して作付時期をずらすなど工夫している。 従業員 43 名のうち、地域住民 36 名であり、町内の雇用に大きく貢献している。 現在の従業員は 43 人（正規 11 人・非正規 32 人）、将来的には、51 人程度（正規 15 人・非正規 36 人）としたい。
	6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか。	○	○	レストラン・直売所・加工所は、原材料を加工処理して提供する施設であり 6次産業化に資する。また、女性の雇用を想定しており女性参画の促進に寄与する施設である。
2-16	事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む。）について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか。	○	○	財源として、当交付金、随伴県補助金、及び起債を計画済みである。
2-17	入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か。	○	○	建築工事については、指名競争入札を行う予定である。
2-18	整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みがあるか。			
	維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか。）	○	○	町において、設置管理条例を制定し、適正に管理・運営を行う。 運営については、指定管理委託とする予定で、現委託契約内容を基本とし見直す予定である。 施設・設備の管理・更新については、損耗・故障等により損なわれた機能を回復させるために必要な修繕を行う。他の施設の指定管理委託と同様に、簡易な施設修繕については指定管理受託者が実施し、一定額以上の施設修繕については町が負担する予定である。
	収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費が 5,000 万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか。	○	○	収支計画は策定済み。経営診断は公認会計士・税理士に依頼し経営診断済み（※令和 5 年 1 月に実施予定）

2-19	他の事業との合体施策等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか。	－	－	該当なし
2-20	他の事業への重複申請（予定も含む。）はないか （ある場合には、事業名を記載すること。）。	○	○	重複申請無し
2-21	生産振興を主たる目的とする施設整備等ではないか。	○	○	地域産物の販売額の増加を目的とした整備である
2-22	他の施策（強い農業・担い手づくり総合支援交付金等）において交付対象となる施設等ではないか。	－	－	農産物販売・加工のための施設であり、強い農業づくり総合支援交付金等の交付対象とはならない。
2-23	農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）実施要領（令和4年4月1日付け3農振第2921号農林水産省農村振興局長通知）別記3の別紙2（以下「配分基準別紙」という。）による優先採択ポイントの加算対象となる取組があるか（ある場合は配分基準別紙における取組名を記載するとともに、その根拠資料を提出すること。）。	○	○	<p>本事業は地域別農業振興計画に位置づけられている事業である（※R5.1に予定）</p> <p>■道の駅宿場町ひらふく駐車場整備事業</p> <p>当資料の項目【2-8】【2-15】に記載のあるとおり、町内の主要な集客施設は、当直売所と道の駅宿場町ひらふくの2カ所である。道の駅宿場町ひらふくでは、現在、普通車・大型車含め54台の駐車場を有している。</p> <p>道の駅がある平福地域は、近くにある利神城跡が平成29年に国史跡に指定され、その後、ガイドツアー等も開始されたことから、道の駅を利用し、駐車場を利用される方が増えており、駐車スペースが手狭になっている。</p> <p>令和5年度には、2,552㎡の用地買収後、普通車・大型車含め109台分を増設し、施設の活性化を図る。</p> <p>※参考資料 事業認定申請書（協議中の資料になります）</p>

注1 項目について該当がない場合はチェック欄に「－」を記入すること。

2 活性化計画を公表する場合、添付資料を併せて公表するものとする。

3 事前点検シートについては、農林水産省で内容を確認するため、根拠となる資料も合わせて提出すること。